

公益財団法人東京都道路整備保全公社物品買入りに係る入札等及び契約に関する情報公表要領

公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が行う物品買入りに係る入札等及び契約に関し、適正化を推進するため、下記のとおり情報の公表について定める。

記

1 発注見通しに関する事項

発注予定

(1) 公表の対象

発注することが見込まれる物品購入、その他の案件で予定価格又は推定総金額が160万円超で競争入札等に付する予定のものとする。

(2) 公表の方法

本社及び公社ホームページにおいて「発注予定表（物品）」を掲示し、又は閲覧に供する。

(3) 公表の内容

ア 件名

イ 納入場所

ウ 納入期限

エ 発注概要

オ 種別

カ 申込先

キ 希望申出期間

ク その他必要と認める事項

(4) 公表の時期及び期間

事案決定日から、希望申出期間満了の日の午後4時まで。

(5) その他

公表する内容又は時期において、公表した後に変更又は追加がありうる旨を併せて明記する。

2 入札等及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報

(1) 公表の対象

物品購入、その他の案件で予定価格又は推定総金額が160万円超で競争入札等に付した案件とする。

ただし、公表しない理由があるものを除く。

(2) 公表の内容

① 件名

② 入札に当たっては、入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者氏名及び落札金額

③ 入札以外の方法による競争に当たっては、見積者名及び各見積者の各回の見積金額並びに採用者氏名及び採用金額

(3) 公表の時期

落札者決定後、速やかに公表する。

(4) 公表の方法

本社及び公社ホームページにおいて「経過調書」を掲示し、又は閲覧に供する。

(5) 公表の期間

公表した年度の翌年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成14年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。